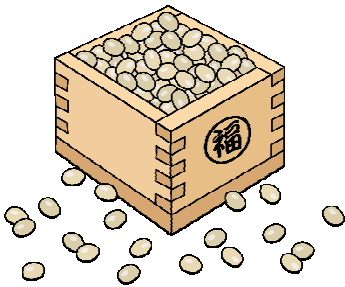


羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和6年2月号 vol.112



年明け早々、さいたまスーパーアリーナまで浜田省吾さんのライブに行ってきました。メディアに全く登場しないミュージシャンなのに、チケットがなかなか取れない。何度も何度も落選して、ようやく手に入れたチケットでした。

70歳を超えてのあの歌声と身のこなし。とても父親と同じ世代の人間とは思えない。

先日、私自身は52歳の誕生日を迎えました。浜田省吾さんを見ていたら、まだまだ年を取ったなんて言われてられません。”19のままさ”を口ずさみながら、また1年走り続けます。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



個人で事業をされている方にとっては、やっかいな季節。確定申告の時期がやって来しました。特に今回は、インボイス制度が始まって初めての申告。改めて、消費税の特例について紹介します。

”2割特例の適用要件のチェックをお忘れなく”

2割特例は、インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方を対象に、消費税の納付税額を売上に係る消費税額の2割とすることができる特例です。

個人事業者の方は、令和5年(インボイス登録日～12月)から令和8年分の申告まで適用可能です。

以下、個人事業者の方が、令和5年分の消費税申告で、2割特例を受けるための要件チェックになります。

- 「消費税課税事業者選択届出書」を提出したことにより、令和5年9月30日以前から課税事業者となっていない。
 - 次の金額がいずれも1,000万円以下
 - ・基準期間(令和3年分)の課税売上高
 - ・特定期間(令和4年1月から6月)の課税売上高(※)
- ※課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することも可
- その他、相続で事業を引き継いだ場合などは別途判定要件がありますので、税理士などにご確認ください。

事前の届出等は必要なく、申告書の特例を受ける欄に「○」を付けるだけの手続きになります。

「今月の本の紹介」

「スピノザの診察室」
(夏川 草介 著・水鈴社)

地域医療に従事する現役医師が書いた医療小説。医療小説でありながら、スピノザを愛する主人公の語りがとても哲学的で、人の幸せとはどこにあるのか、我を振り返りながら読み進めることができました。

同時に、全ての仕事に、技術に加えて哲学的な意味を見出すことができれば、日々の仕事の捉え方が変わってくるはずと思えた一冊でした。

「気まぐれ簡単レシピ」

<豚肉のレモン蒸し>

- ・豚ロース薄切り肉250g
- ・キャベツ 200g
- ・塩麹 大2、にんにく 1かけ、オリーブオイル 大1、酒 大2
- ・レモン(薄切り) 5枚

- ①豚肉は塩麹をもみこむ。キャベツはざく切り、にんにくはみじん切りにする。
- ②フライパンにキャベツ、にんにくを入れ、豚肉を広げてのせる。
- ③オリーブオイル、酒を回し入れ、レモンをのせ、蓋をして弱火で8分蒸し煮する。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296 E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所